

当施設は介護保険の指定を受けています。
(松山市指定 第 3890101474 号)

当施設はご入居者に対して地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方はご相談下さい。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご入居施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）	8
7. 事故発生時の対応について	10
8. 非常災害対策について	10
9. 苦情の受付について（契約書第23条参照）	11
10. 個人情報の取り扱いについて（プライバシー保護に関する事項）	11
11. 事業所評価について	12
12. 入居に関する留意事項	12
13. 緊急時の対応について	12
14. 身体拘束について	12
15. 虐待防止について	12
16. 看取りについて	12

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 みかん会 |
| (2) 法人所在地 | 愛媛県松山市星岡5丁目9番25号 |
| (3) 電話番号 | 089-968-1992 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 宮 脇 敬 |
| (5) 設立年月 | 平成28年 6月20日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
平成29年 5月 1日指定 松山市3890101474号
- (2) 施設の目的 介護保険法令の趣旨に従い、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
- (3) 施設の名称 地域密着型小規模特別養護老人ホーム みかんの里
- (4) 施設の所在地 愛媛県松山市志津川町200番地
- (5) 電話番号 089-978-7553
- (6) 管理者氏名 渡部 翔太
- (7) 当施設の運営方針 家庭的な雰囲気の中で入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場にたってサービスを提供するよう努めます。
- (8) 開設年月 平成29年 5月 1日
- (9) 入居定員 29人
- (10) ユニット数及びユニットごとの利用定員
ユニット数：3ユニット
ユニット名：まどんなユニット/10名
はるかユニット/10名
はるみユニット/9名
ユニットごとの利用定員：10人定員が2ユニット
9人定員が1ユニット

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

設 備 の 種 類	室 数	備 考
個室 (1人部屋)	29室	
共同生活室	3室	3ユニット
浴室	4室	一般浴槽、座位式特殊浴槽
医務室	1室	診療所
調理室	1室	
洗濯室	1室	
汚物処理室	1室	
介護材料室	1室	

☆居室の変更：ご入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。※（ ）兼務

職 種	地域密着型小規模特別養護老人ホームみかんの里	ショートステイみかんの里	備考
管理者	1 (1)		3 事業所の管理者を兼務
生活相談員	2 (1)		介護支援専門員兼務 1 名
介護職員	19 (2)	7 (3)	看護職員兼務 3 名 調理員兼務 1 名 事務員兼務 1 名
看護職員	4 (1)	2 (2)	介護職員兼務 3 名
介護支援専門員	1 (1)		生活相談員兼務 1 名
機能訓練指導員	1		
医師	1 (非常勤嘱託)		
栄養士	1		
調理員	6 (1)		介護職員兼務 1 名

※特別養護老人ホームみかんの里と共用しているデイサービスみかんの里は一体的な配置としている。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
管理者	日勤： 8：30～17：30他
医師	月 2 回 木・土曜日の午後
介護職員 看護職員	早出： 6：30～15：30 日勤： 8：30～17：30 遅出： 10：00～19：00 夜勤： 16：30～翌 9：30
その他の職員	日勤： 8：30～17：30他

<職員の職務内容>

(1) 管理者

施設の業務を統括します。管理者に事故があるときには、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行します。

(2) 生活相談員

ご入居者の入退居、生活相談及び援助、行事等の企画立案・実施に関する業務に従事します。また、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画に繋がります。

(3) 介護職員

ご入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事します。

(4) 看護職員

ご入居者の看護、保健衛生の業務に従事します。

(5) 機能訓練指導員

ご入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は、その機能減退を防止するための訓練に従事します。

(6) 介護支援専門員

ご入居者の居宅生活への復帰を念頭に置きながら施設サービス計画を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入居者の満足度を高める業務に従事します。

(6) 医師

ご入居者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事します。

(7) 栄養士

給食管理、ご入居者の栄養指導に従事します。また、調理員の指導等、食事業務全般並びに栄養指導に従事します。

(8) 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事します。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご入居者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、負担割合に応じて利用料金の9割から7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食費（食材料費及び調理費）は介護保険外にて別途いただきます。）

- ・ご入居者の自立支援のため離床してユニットごとの共同生活室で食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ご入居者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供し、美味しく、快適に摂取できるよう、お手伝い致します。
- ・好きな場所で、好きな時間に食事が出来るよう配慮します。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりのご入居者も機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・可能な限りトイレでの排泄を援助します。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・褥瘡が発生しないように適切な介護に努めます。
- ・褥瘡を予防するため、看護師・介護職員等多職種協働によるチームケアを推進し医療等と連携をとって適切な対応を図って行きます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・水分摂取を促し脱水を予防し、活気ある生活を支援します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご入居者の要介護度及び負担割合に応じて異なります。）

【1】サービス基本料金（1割負担の場合）

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご入居者の要介護度とサービス利用料金	6,820 円	7,530 円	8,280 円	9,010 円	9,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,138 円	6,777 円	7,452 円	8,109 円	8,739 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	682 円	753 円	828 円	901 円	971 円

【2】上記のほか当施設の職員配置状況により下記の料金が加算されます。

看護体制加算（Ⅰ）イ	12 円／日	看護体制加算（Ⅱ）イ	23 円／日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	46 円／日		
右記のいずれか		日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36 円／日
		日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46 円／日
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円／日
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円／日
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円／日

【3】必要に応じ、以下のサービスが提供された時に、下記の料金が加算されます。

個別機能訓練加算Ⅰ	12 円／日	個別機能訓練加算Ⅱ	20 円／月
栄養マネジメント強化加算	11 円／日	療養食加算	6 円／回
経口移行加算	28 円／日	経口維持加算Ⅰ	400 円／月
経口維持加算Ⅱ	100 円／月	在宅・入居相互利用加算	40 円／日
若年性認知症入居者受入加算	120 円／日	認知症専門ケア加算Ⅰ	3 円／日
認知症専門ケア加算Ⅱ	4 円／日	口腔衛生管理加算Ⅰ	90 円／月
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 円／月	初期加算	30 円／日
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 円／月	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 円／月
排せつ支援加算Ⅰ	10 円／月	排せつ支援加算Ⅱ	15 円／月
排せつ支援加算Ⅲ	20 円／月	ADL 維持加算Ⅰ	30 円／月
ADL 維持等加算Ⅱ	60 円／月	科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 円／月
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 円／月	安全対策体制加算	20 円／初日のみ
看取り介護加算Ⅰ		死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 円／日
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 円／日

	死亡日前日・前々日	680 円／日
	死亡日	1,280 円／日

☆介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。サービス利用料金（自己負担分）及び各種加算合計額の 14.0%に相当する額が加算されます。

☆ご入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご入居者の負担額を変更します。

☆ご入居者が、入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。

（1ヶ月に6日を限度とし、月をまたがる場合最長12日間、契約書第19条、第22条参照）

（1）福祉施設外泊費用・・・1日あたり246円

（2）居住費・・・1日あたり2,060円

（但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けられている方については、その認定証に記載されている居住費の額）

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご入居者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①施設が提供する食事

・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご入居者の身体の状況および、嗜好を考慮すると共に、家庭的な雰囲気の中で、食事を楽しめるよう配慮します。

（食事時間）

朝食 8：00～9：00 昼食 12：00～13：00 夕食 17：30～18：30

利用料金：1,450円（食材料費及び調理費）・・・1日あたり

※（但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けられている方については、その認定証に記載されている食費の額）

②特別な食事（酒類を含みます。）

ご入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③居住費

利用料金：2,060円・・・1日あたり

※（但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けられている方については、その認定証に記載されている居住費の額）

④居室確保料（外泊や入院が7日以上の場合、7日目より）

利用料金：2,060円・・・1日あたり

⑤理髪・美容

利用料金：実費

⑥貴重品の管理

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書、
介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保
険者証、重度心身障害者医療受給者証、身体障害者手帳等

○保管管理者：施設管理者

⑦レクリエーション・クラブ活動

ご入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費を頂きます。

⑧複写物の交付

ご入居者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

コピーを使用される場合は1枚あたり10円を受け取るものとします。

⑨日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご入居者の日常生活に要する費用でご入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

例：ティッシュペーパー、歯ブラシ、タオル、化粧品等

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑩契約書第20条に定める所定の料金

ご入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から
現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご入居者の要介護度 料金	要介護度1 6,820円	要介護度2 7,530円	要介護度3 8,280円	要介護度4 9,010円	要介護度5 9,710円
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

伊予銀行 本店営業部 普通預金 4810329

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：愛媛銀行、伊予銀行、愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、川之江信用金庫、東予信用金庫、四国労働金庫、愛媛県下農協

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保

証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	みかんホームメディカルクリニック	安城寺クリニック
所在地	松山市志津川町200番地	松山市安城寺町1076番地5
診療科	内科・整形外科	内科
医療機関	福角病院	
所在地	松山市福角町乙69番地1	
診療科	内科	

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	岡田歯科医院
所在地	松山市太山寺町880番地1

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご入居者に退居していただくこととなります。（契約書第14条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護認定によりご入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合 ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑤ ご入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) ご入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご入居者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに申し出てください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ② ご入居者が入院された場合 ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合 ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合 ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 ⑥ 他の入居者がご入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① ご入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、 |
|--|

故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ② ご入居者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご入居者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご入居者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設又は介護医療院に入院した場合

→ ご入居者が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第19条参照）

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

外泊費用1日あたり 2,460円（1ヶ月6日を限度とし、月をまたがる場合、最長12日間）

居住費1日あたり 2,060円

（但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けられている方については、その認定証に記載されている居住費の額）

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、入院期間中であっても、居室を確保する場合は所定の利用料金をご負担いただきます。

居室確保料1日あたり 2,060円

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退居のための援助（契約書第18条参照）

ご入居者が当施設を退居する場合には、ご入居者の希望により、事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご入居者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 事故発生時の対応について

(1) 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご入居者の家族、主治医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 損害賠償について（契約書第11条、12条参照）

事業者の責任によりご入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 非常災害対策について

非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施します。

消防法に準拠して、非常災害に備え、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、施設内の見やすい場所に掲示する。

9. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では入居者からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めます。

記

- | | | |
|------------|--------|----------------|
| 1, 苦情解決責任者 | 管理者 | 渡部 翔太 |
| 2, 苦情受付担当者 | 担当者名 | 遠森 利一 |
| | 電話番号 | (089) 978-7553 |
| | 受付時間 | 毎日8:30~17:30 |
| 3, 第三者委員 | (1) 氏名 | 和田 卓実 |
| | (2) 氏名 | 久井 廣史 |

4, 苦情 解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が

第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア、第三者委員による苦情内容の確認

イ、第三者委員による解決案の調整、助言

ウ、話し合いの結果や改善事項等の確認

5. 苦情の申立先

当施設で解決できない苦情は、愛媛県社会福祉協議会に設置された愛媛県福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。その他、松山市介護保険課、国民健康保険団体連合会にも申し立てる事ができます。

愛媛県福祉サービス 運営適正委員会	所在地 松山市持田町3丁目8番15号 電話番号 (089) 998-3477 受付時間 9:00~12:00・13:00~16:30 月曜日~金曜日、祝日を除きます。
愛媛県国民健康保険 団体連合会	所在地 松山市高岡町101番地1 電話番号 (089) 968-8700 受付時間 8:30~17:15 月曜日~金曜日、祝日を除きます。
松山市役所 介護保険課	所在地 松山市二番町4丁目7番地2 電話番号 (089) 948-6968 受付時間 8:30~17:15 月曜日~金曜日、祝日を除きます。

10. 個人情報の取り扱いについて (プライバシー保護に関する事項)

当施設は適正に個人情報を取り扱い致します。「個人情報に関する同意書」に記載されている事項以外で家族・本人の同意無しに個人情報を利用することはいたしません。

11. 第三者評価について

当施設は、実施していません。

12. 入居に関する留意事項

- (1) ご入居者は、規則を守り、他の迷惑にならないようお願いします。共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用してください。
- (2) 当施設及びその備品について、ご入居者の責に基づき汚損、破壊もしくは焼失した場合、居室の原状回復義務と代価の支払い義務が生じます。
- (3) 無断でその居室の現状を回復した場合も居室の原状回復義務と代価の支払い義務が生じます。
- (4) 契約を解除又は終了した場合において、ご入居者が居室を引き渡す時、修理もしくは取替えを要する場合には、ご入居者が費用の負担を負います。

- (5) 契約を解除又は終了した場合において、ご入居者が居室を当施設に引き渡す時、居室清掃及び消毒費は、ご入居者が費用の負担を負います。
- (6) ご入居者は、ご家族の代表者を身元引受人として届けなければなりません。但し、ご家族から身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。
- (7) 身元引受人は、ご入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力をお願いします。
- (8) 身元引受人は、ご入居者との契約が終了した場合、当施設と連携してご入居者の状態にあった適切な受入先の確保に努めてください。
- (9) 身元引受人は、ご入居者が死亡した場合の遺体及び金品の引受けその他必要な措置をお願いします。

1 3. 緊急時の対応方法について

当施設は、現に施設サービスの提供を行っている時に、ご入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに配置医師又は主治の医師、又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

1 4. 身体拘束について

当施設は、ご入居者の身体拘束は行いません。万一、ご入居者又は他のご入居者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、ご家族に「身体拘束同意書」の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができるものとします。

1 5. 虐待防止について

当施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずることとします。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催し、その結果について、職員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当施設は、サービス提供中に、職員又は養護者（入居者の家族等入居者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 6. 看取りについて

当施設の看取り介護の指針について別紙の通り説明し、本契約をもって同意するものとします。

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

事業者住所 愛媛県松山市志津川町 200 番地
事業者名 社会福祉法人みかん会
代表者氏名 理事長 宮 脇 敬

事業所名 地域密着型小規模特別養護老人ホームみかんの里

説明者職名

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型介護老人福祉施
設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

入居者住所

氏 名

代筆者氏名